

野生大麻の撲滅にご協力ください!

町民課 生活環境係 Tel.2・1213

■ 大麻とは?

大麻とは、クワ科の一年草で、草丈が1.5 m～3 mにも成長し、古代から繊維用として栽培されてきました。現在では「大麻取締法」によって、栽培や所持することが禁止されている植物です。

■ 大麻摂取による影響は?

精神的な影響により普通の社会生活が送れなくなるばかりか、摂取を止めても後遺症が長期にわたって残ってしまいます。

身体的な影響としては、免疫・生殖等に異常がおこりますので、軽い気持ちで始めたことが一生の問題となってしまいます。

■ 大麻取締法について

この法律により、大麻は免許を受けなければ「栽培」や「所持」することができず、これらの行為をすることで、懲役や罰金に処されます。

■ 野生大麻撲滅の必要性

大麻とは、社会的に大きな影響をもたらす植物であることから、国の方針を受け北海道でも、野生大麻が自生している土地所有者（使用者）自らが除去することを推進しています。

野生大麻による犯罪防止のためにも、野生大麻の撲滅には、皆さんの地道な活動が不可欠となりますので、ご協力をお願いします。

また、佐呂間町は、管内や全道から見ても野生大麻の自生数が多い地域となっており、野生大麻の除去を地道に行わなければ、年々その数は増える一方となり、犯罪の原因ともなります。

■ 除去するときの注意

野生大麻を発見した場合は、保健所、警察又は役場に連絡のうえ、指示に従って除去してください。

安易に野生大麻を除去した場合、誤解を招くことがありますので慎重に行うようにしてください。



北海道後期高齢者医療広域連合から交付されている「保険者証」の有効期限は「平成21年7月31日」となっています。

後期高齢者医療被保険者証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

保健福祉課 医療保険係
Tel.2・1212

新しい受給者証を交付いたします。

ですが、これまでの老人保健制度同様、毎年8月1日現在の世帯状況、前年の収入に応じた負担割合の再判定を行い、判定の結果「1割」または「3割」の負担区分になります。つきましては、新しい「被保険者証」を7月中に交付（郵送）いたしますので、8月1日以降に医療機関に受診される際には、新しい被保険者証を窓口へ提示してください。（古い被保険者証は返還願います。）

食事代の自己負担額の減額と入院時の一部負担金が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、世帯全員が町民税非課税の場合に交付されますが、この認定証の有効期限も「平成21年7月31日」となっています。こちらも老人保健制度同様、対象の方には申請のお知らせを送付しますので、役場窓口にて申請手続きをされますようお願いいたします。

幌岩山登山道の一部通行止めについて
網走中部森林管理署（Tel.0157・52・3011）では、幌岩山登山道沿いにある枯れ木のうち、登山道上に倒れるおそれのあるものの除去作業を7月7日から8月31日にかけて行ないます。除去作業に当たっては、一時的に登山道の一部を通行止めいたしますので、ご理解ご協力をお願いします。

幌岩山登山道の一部通行止めについて

役場の勤務時間が変わります
平成21年8月1日から役場の勤務時間が変わります。
役場本庁舎、若佐支所、浜佐呂間出張所の勤務時間が午前8時30分から午後5時15分までとなります。（終業時間が15分早くとなります。）
図書館の開館時間が午前10時から午後6時15分までとなります。（終業時間が15分早くとなります。）
また、土日祝祭日等の休日には、日直を置いています。

国民健康保険 高齢受給者証の更新について

保健福祉課 医療保険係
Tel.2・1212

国民健康保険に加入している70歳から74歳の方に交付されている「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限が平成21年7月31日で期間満了になります。毎年8月1日現在の世帯状

日直による勤務時間が、午前9時から午後5時までとなります。（平日の勤務時間と異なります。）

国民健康保険 入院時限度額及び食事代減額の認定証について

保健福祉課 医療保険係
Tel.2・1212

医療機関に入院された場合、診療に係る自己負担額とは別に食事代（標準負担額）を医療機関に支払うこととなります。国民健康保険加入の方で、町民税が非課税世帯の方は、申請により食事代の自己負担額の減額と入院時の一部負担

況、前年の収入に応じて負担割合の再判定を行い、判定の結果「2割（平成22年3月31日までは1割）または「3割」の負担割合が記載された新たな「国民健康保険高齢受給者証」が交付されることとなります。対象となっている方には7月中に交付（郵送）いたしますので、8月1日以降に医療機関に受診される際には、健康保険証に添えて窓口にご提示願います。

重度医療・ひとり親家庭等医療・乳幼児医療受給者証の更新について

保健福祉課 医療保険係
Tel.2・1212

北海道医療給付事業の各受給者証の更新手続きについては、申請手続きの緩和を図るため、平成19年度から制度対象期間終了までの所得状況の確認について同意を得ていますので、医療保険係にて所得状況を確認、判定の上、該当となった方に対して7月中に

佐呂間町議会議員選挙の選挙期日が決まりました

佐呂間町選挙管理委員会
Tel.2・1292

告示日 9月8日（火）
投票日 9月13日（日）

9月29日で任期満了となり、まず佐呂間町議会議員選挙が、9月13日（日）に行われます。町民にとっては最も身近で大切な選挙です。有権者の方は棄権することなく必ず投票しましょう。



投票箱



国民年金保険料の納付が困難なときは

町民課 戸籍年金係
Tel 2・1213

経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料が免除、または猶予される制度があります。

若年者納付猶予制度 (30歳未満の方)

30歳未満の方で本人、配偶者(世帯主の所得審査はありません)の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などにより保険料の納付が困難な方が申請することによって、納付が猶予される制度です。(前年所得のめやす額は全額免除と同じです。)

学生納付特例制度 (学生の方)

大学、短大、高等学校、専修学校、各種学校等の学校に在学する方が申請することで保険料の納付が猶予される制度です。(前年所得の審査は本人のみです。)

国民年金保険料免除制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などで収入が少なく、保険料の納付が困難な方が申請することによって、保険料が全額免除または一部納付(免除)となる制度です。

● 免除の対象となる所得のめやす、承認された場合の納付額

区分	所得のめやす			保険料額 (月額)	年金額への 反映割合
	単身世帯	2人世帯 (夫婦のみ)	4人世帯 (夫婦・子2人)		
全額免除	57万円	92万円	162万円	納付なし	1/3 ※国庫負担 引上以降 1/2
4分の1納付 (4分の3免除)	93万円	142万円	230万円	3,670円	1/2 ※国庫負担 引上以降 5/8
半額納付 (半額免除)	141万円	195万円	282万円	7,330円	2/3 ※国庫負担 引上以降 6/8
4分の3納付 (4分の1免除)	189万円	247万円	335万円	11,000円	5/6 ※国庫負担 引上以降 7/8

※2人世帯、4人世帯のご夫婦は、夫または妻のどちらかにのみ所得がある世帯、お子さんは16歳未満のめやすです。
 ※社会保険料控除等がある方につきましては、めやすが異なる場合があります。
 ※一部納付のめやすは社会保険料等を一定額納付していると仮定しています。
 ※一部納付制度は納付すべき一部の保険料を納付されない場合、将来の年金額に反映されず、また死亡や障害といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなることがあります。
 ※国民年金保険料の免除にかかる国庫負担割合は、平成21年度分から引き上げられるよう進められています。

※各種学校については学校教育法に規定される学校(修業年数が1年以上である課程)が対象です。

※国内に所在する海外大学(日本分校)であって文部科学大臣が指定した課程に在学する学生も対象です。

(前年所得のめやす額は半額納付と同じです。)

特別免除について
失業された方の所得審査が除外されます。

特例免除は、保険料免除、納付猶予及び学生納付特例申

請をする年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に、失業された方の所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除または猶予されます。
 ※ご本人が失業された場合でも配偶者・世帯主に一定以上の

所得があるときは免除(猶予)が認められない場合があります。

※配偶者・世帯主が退職(失業)された場合は、配偶者・世帯主の所得審査も審査対象から除外します。

申請手続きに必要なもの

- ① 年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ② 印鑑
- ③ 他の市(区)町村から転入された方は、前年の所得を

証明するもの
④ 学生納付特例の申請については、在学証明書または学生証の写し。

⑤ 失業などを理由にする場合は「雇用保険受給資格者証」、「離職票」等

次年度以降の手続きが簡素化されます!

保険料全額免除または若年者納付猶予(一部納付を除く)が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うこと

をあらかじめ希望(申請書の申請者記入欄の「はい」に○を付けてください)された場合は、翌年度以降は、あらかじめ申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。ただし、所得審査のため、佐呂間町に所得の申告等をしている必要があります。

また、学生納付特例を承認された方については、翌年度も引き続き同じ学校に在学する予定であることが確認でき

ている場合、次年度4月に送付されるハガキにて申請手続きができます。
 ※失業もしくは震災、風水害または火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請及び若年者猶予申請、もしくは一部納付申請の場合は、毎年の申請が必要となります。
 ※学生納付特例を承認され、翌年度にハガキが送付された方であっても、在学する学校に変更のある方は、従来どおり申請書の提出が必要です。

裁判員候補者に質問票が届きます!

5月21日から裁判員制度が始まりました

裁判員裁判の対象となる事件が起訴され、裁判の日程が決まった段階で、地方裁判所は、昨年の秋に作成した裁判員候補者名簿の中から、その事件の裁判員候補者をくじで選びます。くじで選ばれた裁判員候補者の方々には、裁判員を選ぶ手続(選任手続)の日に裁判所にお越しいただくためのお知らせを選任手続の日の6週間前までにお送りします。裁判員候補者の方々にはあわせて、質問票をお送りします。

質問票では辞退を申し出ることができます

広く国民の参加を得てその良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨から法律上、裁判員になることは義務とされています。ただし、国民の皆さんの負担が著しく大きなものにならないよう、法律や政令では辞退を申し出ることができる事由を定めています。

質問票では、裁判が行われる日程を前提に、裁判員となることを辞退する申し出の有無及びその事情などをお尋ねします。質問票に記載された内容から、辞退事由に当ることが明らかになれば、裁判所は、事前に辞退を認め、選任手続のためにわざわざ裁判所までお越しいただくなくてもよいようにします。ですから、辞退を希望される場合には、その理由となる事情をできるだけ具体的にご記入ください。

事前に辞退が認められた裁判員候補者以外の方は選任手続の日に裁判所にお越しいただき、その方々の中から最終的にくじで6人の裁判員が選ばれます。

ご理解とご協力をお願いします

これからも裁判員制度ウェブサイトなどで様々な情報をお伝えしていきますので、ぜひとも裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

裁判員制度ウェブサイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

釧路地方裁判所(釧路市柏木町4番7号)

Tel 0154・41・4171

<http://www.courts.go.jp/kushiro/>



旧公用車を売却します

- 車 両
ホンダトゥデイ 軽自動車 (バン)
- 年式規格
平成 8 年 4 月登録、656cc、2WD (FF)、4 速マニュアル
- 走行距離 約 131,100km
- 売却金額 44,000 円 (税込)
- 売却条件
①町内在住の個人、または町内に事業所がある法人。
②売買契約日から 20 日以内に名義変更または登録抹消を完了する。
③車体にある「佐呂間町」の文字は必ず消すこと。
④修理・消耗品等の車両に係る費用は全て自己負担とする。
- 申込期限
平成 21 年 7 月 31 日 (金) までに総務課管財係へ申込書を提出願います。(申込用紙は総務課管財係に用意しています)
※ 申込者が多数の場合には抽選を予定しています。
- その他
平成 22 年 4 月 17 日までの車検付です。
車両を見たい場合には連絡願います。
- お問い合わせ
役場 総務課 管財係 TEL 2・1211
※ 6 月号に掲載した車両とは別の車両です。

- 自衛官採用のお知らせ**
- 募集種目
男女 2 等陸・海・空士、一般曹候補生、航空学生
 - 身分
特別職国家公務員
 - 応募資格
○ 2 等陸・海・空士、一般曹候補生
○ 18 歳以上 27 歳未満
○ 航空学生
○ 18 歳以上 21 歳未満で高等学校

- 校卒業業者、高等専門学校 3 年次修了者、高等学校卒業と同等以上の学力があると認められる者 (平成 22 年 3 月卒業見込みの者を含む)
- 待遇
○ 初任給 159,500 円
○ 賞 与 4・5 か月分
○ 休 日 完全週休 2 日制
○ 有給休暇 年 24 日、その他
○ 年末年始、夏季休暇
- 受付期間
平成 21 年 8 月 1 日～9 月 11 日

- 試験 日
○ 男子 2 士 9 月 18 日
○ 女子 2 士 9 月 28 日
○ 一般曹候補生 9 月 19 日
○ 航空学生 9 月 23 日
- 入隊時期
平成 22 年 3 月下旬～4 月上旬
- お問い合わせ
○ 自衛隊旭川地方協力本部 遠軽地域事務所
TEL 0158・42・6616
○ 役場 町民課 住民活動係
TEL 2・1213

発熱相談センターの対応の変更について

北海道においては、海外における新型インフルエンザの発生に伴い、4 月 26 日に、道庁健康安全教室と道立保健所に相談窓口を設置し、その後 28 日に保健所の相談窓口を「発熱相談センター」に移行したところですが、設置から 1 か月以上が経過し、相談件数が

減少していることや国の相談窓口の対応時間が 6 月 6 日から変更されたことなどを踏まえ、同センターの対応を次のとおり変更することとなりました。
なお、道庁健康安全室につきましては、これまでどおり 24 時間の相談体制を継続することとしています。

- 紋別保健所発熱相談センター
TEL 0158・23・3108

- 変更前
平成 21 年 6 月 12 日 (金) まで
受付時間 9 時～21 時
受付日 毎日
- 変更後
平成 21 年 6 月 13 日 (土) 以降
受付時間 8 時 45 分～17 時 30 分
受付日 平日
- 道庁健康安全相談窓口
TEL 011・204・5253
変更なし (24 時間対応)



10 月 1 日から
若佐での乗降が可能に
札幌・知床間都市間高速バス
「イーグルライナー」

国道 333 号線を運行ルートとし若佐市街を通過している札幌・知床間都市間高速バス「イーグルライナー」(斜里バス(株)、北海道中央バス(株)共同運行)が、10 月 1 日から札幌方面に限り若佐から乗車できることとなります。若佐から所要 4 時間 15 分の札幌直便の誕生によって交通手段の選択肢が広がることとなりました。

現在、「イーグルライナー」は昼行便と夜行便の 2 往復が運行されていますが、当面若佐で乗降できる便は、昼行便(上り若佐 12:40 発→札幌 16:55 着・下り札幌 9:00 発→若佐 13:05 着 ※時間は変更あり)のみで、また札幌方面の利用に限られます。(夜行便や知床方面への利用は出来ません。)

「イーグルライナー」は完全予約制で、チケット料金、販売先等は次のとおり予定されています。

- 料 金
○一般 片道 4,500 円 往復 8,400 円 4 枚綴 16,200 円
○学生割引 片道 4,200 円 往復 7,900 円
- 町内でのチケット販売 (予約) 先
若佐 坂口商店
セブンイレブン佐呂間宮前店 (インターネットによる予約)
- 乗降場所
若佐警察官駐在所前 (ゴミストックヤード敷地内に設置)
詳しくは運行前に改めてお知らせいたします。

オホーツクサイクリング 2009

第 28 回インターナショナルオホーツクサイクリング
7 月 10 日 (金)～12 日 (日)
●佐呂間町通過日時
11 日 (土) 15 時～17 時 30 分
若里↓富武士↓浜佐呂間
チェックポイント: キムア
ネップ岬
雄武町からサロマ湖、網走を経由し斜里町までのオホーツク海沿岸 21.2 km の道のりを 2 日間にかけて走行するオホーツクサイクリングは、順位を争うものでなく風景や参加者との交流などを楽しみながら完走することが目的の大会です。

- コース概要
オホーツク海沿岸横断コース 21.2 km (3 市 7 町)
雄武町↓興部町↓紋別市↓湧別町↓上湧別町↓佐呂間町↓北見市↓網走市↓小清水町↓斜里町
- 参加人数 848 名

町営住宅空家状況

6 月 20 日現在の町営住宅の空家状況をお知らせします。入居申込等については、建設課管理係 (TEL 2・1210) までお問い合わせください。

- 宮前団地
2 階 2 LDK (1 階) 1 戸 21,600 円
- 西富団地
2 階 2 LDK (2 階) 1 戸 14,500 円
2 階 3 LDK (2 階) 1 戸 16,600 円
2 階 3 LDK (1 階) 1 戸 15,600 円
2 階 3 LDK (1 階) 1 戸 15,600 円
2 階 3 LDK (1 階) 1 戸 15,800 円
- 若佐団地
1 階 2 DK 2 戸 5,200 円
- 若里団地
1 階 3 DK 1 戸 9,100 円
- 栄団地
2 階 3 LDK (1 階) 2 戸 15,300 円

※印は、60 歳未満でも単身入居可能な住宅です。

**網走地方気象台施設
見学会のご案内**

網走地方気象台では、毎年、気象知識の普及・啓発を目的に一般の方々を対象に施設見学会を開催しています。

今年も次のおり開催しますので、皆様のお越しをお待ちしています。

■日時

8月1日(土) 10時～15時

■場所

網走地方気象台(網走市台町2丁目1・6)

※入場無料、事前申し込み不要、駐車場あり

■内容

施設見学、観測機器展示、パネル展示、地上気象観測、航空気象観測地磁気観測など

※雨天でも行いますが、重大な災害の起こる恐れのある場合は中止することもありますのでご了承願います。

■お問い合わせ

網走地方気象台総務課
Tel 0152・44・6891
http://www.sapporo.jma.go.jp/abashiri.html

**北海道苦情審査制度
のご利用を!**

道の仕事に関して、皆自身の利害にかかわる苦情は、「苦情審査委員」に申し立ててください。

苦情の解決に向けて、簡易な手続きで、苦情審査委員が中立的な立場から、道の業務や制度の内容を調査するなど、迅速に処理します。なお、個人情報保護には十分配慮します。

●苦情の窓口は、道庁の「道政相談センター」のほか、各支庁の「道政相談室」です。

●制度の概要と苦情申立書をセットにしたリーフレットを用意しています。苦情の窓口へ連絡してください。

●道のホームページでも苦情審査委員制度をお知らせしています。トップページの相談窓口↓道政一般からご覧ください。(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/)

●苦情の申立て方法は、所定

の「苦情申立書」により、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

■お問い合わせ

○北海道総合政策部知事室道政相談センター
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
Tel 011・204・5022
Fax 011・241・8181
E-mail: kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp
○各支庁地域振興部総務課道政相談室



**農林水産省から有機農産物を販売する皆さまへ
有機農産物の表示**

有機JASの認定を受けずに有機農産物、と表示していませんか?

- 「有機JASマーク」がない農産物に「有機〇〇」、「オーガニック△△」などの表示やこれと紛らわしい表示をすることは法律で禁止されています。
- 有機JASマークがないのに、有機の表示やこれと紛らわしい表示をして販売した者に対しては、農林水産大臣がその表示の除去・抹消を命じることができます。
- 農林水産大臣の命令に違反した場合は、50万円以下の罰金が課せられます。

有機JASマークがなければ有機表示はできません



【お問い合わせ】

北海道農政事務所 表示・規格課 Tel 011・642・5490
北海道農政事務所 地域第7課 Tel 0157・23・4171

海上保安学校学生募集!

海上保安庁では、次のとおり海上保安学校学生採用試験を実施します。

■受験資格

平成22年4月1日現在で24歳未満の方(高等学校卒業程度)

■申込受付期間

7月21日(火)～8月4日(火) 当日消印有効

■第一次試験 9月27日(日)

教養試験・学科試験等(受験課程により異なります。)

■第一次試験地(道内)

札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市

■第一次試験合格発表

10月14日(水)

■第二次試験

10月19日(月)～10月25日(日) 人物試験・身体検査・体力検査等

■第二次試験地(道内)

小樽市(航空課程受験者は異なります。)

■採用(入学)日

平成22年4月

■採用課程及び予定者数

○船舶運航システム課程(航海・機関・主計コース) 約100名

○情報システム課程 約40名

○海洋科学課程 約10名

○航空課程 約10名

▼採用されると、平成22年4月上旬に海上保安学校(京都府舞鶴市)に入学し、1年間(情報システム課程は2年間)、海上保安官として

必要な教育を受けます。卒業後は各管区の巡視船艇等に配属され、海上保安官として各種業務に従事することとなります。

▼試験の詳細、受付案内をご希望の方は、紋別海上保安部までお尋ねください。

○紋別海上保安部管理課
紋別市港町5-3-10
Tel 0158・23・0118
http://www.kaiho.mlit.go.jp/

「かかりつけ薬局」を持ちましょう

その3 「かかりつけ薬局」はどのように選べばいいの?

◎保険薬局、保険調剤、基準薬局、処方せん調剤、処方せん受付などの表示のある薬局では処方せんによる調剤を行っています。

次の4項目を満たしてくれる薬局をおすすめします。

- ①薬についてきちんと説明してくれる。
- ②わからないことを気軽に相談できる。
- ③必要に応じてお薬手帳や文書で情報が受けられる。
- ④信頼できる薬剤師がいる。

※薬剤師も医師と同様、患者さんの病気や服用薬などプライベートな事項は守秘義務がありますのでプライバシーを侵害されることはありません。

■「おくすり手帳」を持ちましょう。(お薬手帳は薬局でもらえます。)

おくすり手帳には自分の飲んでいる薬等が記録され重複投与や飲み合わせによる副作用を未然に防止でき、また、ふだん持ち歩くことで、自分の使っている薬を正確に伝えることができます。

■わからないことについては、紋別保健所(Tel 0158・23・3108)に電話等でお気軽にお尋ねください。

北海道

**サマージャンゴ宝くじの賞金は
1等前後賞合わせて3億円**



- 1等2億円
- 前後賞各5千万円
- 2等1億円

【発売期間】

7月13日～7月31日

【抽選日】8月11日

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。